⑶　参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

①　提出期間　入札公示日から令和３年11月24日（水）までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後４時00分まで。

②　提出場所　記５⑴に同じ。

③　提出方法　本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、公示に基づき参加表明書を作成し、電子メール又は郵送（書留郵便又は信書便）により提出するものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。（なお、提出期間後の参加表明書等の差替え又は再提出は認めないので、提出の際は、不備・不足がない様十分確認の上、提出すること。）

⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　技術提案書の提出要請日から令和４年２月４日（金）までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後４時00分まで。

②　提出場所　記５⑴に同じ。

③　提出方法　記５⑶③に同じ。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証　個別契約時の指示による。

⑶　契約書作成の要否

基本契約　要

個別契約　要

⑷　関連情報を入手するための照会窓口は、記５⑴に同じ。

⑸　技術提案書のヒアリングを行う。

⑹　その他詳細はホームページに掲載する公示（説明書）による。

７　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : YAGI Shigeki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Basic contract for seismic reinforcement design for bridges of Morioka Operation Office Jurisdiction

⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 24 November, 2021

⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 4 February, 2022

⑹　Contact point for tender documentation : KIYONO Nobuki, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1―1―1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 983―8477 Japan
TEL 022―395―7574
E-mail : ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり優先交渉権者の選定手続きを開始します。

令和３年11月８日

（契約責任者）

西日本高速道路株式会社関西支社

支社長　永田　順宏

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第 41 号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　新名神高速道路　杉谷川橋他２橋（ＰＣ上部工）設計・工事

⑶　工事場所　自）滋賀県甲賀市甲南町杉谷

至）滋賀県甲賀市信楽町黄瀬

⑷　工事内容

①　実施設計（以下「設計業務」という。）

イ）設計延長

杉谷川橋（上り線）　Ｌ＝452.9m

土立谷橋（下り線）　Ｌ＝356.0m

取谷橋（下り線）　Ｌ＝104.0m

ロ）本設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。

②　施工（以下「建設工事」という。）

工事延長

杉谷川橋（上り線）　Ｌ＝452.9m

土立谷橋（下り線）　Ｌ＝356.0m

取谷橋（下り線）　Ｌ＝104.0m

拡幅数量

杉谷川橋（上り線）　約2,300㎡

土立谷橋（下り線）　約1,800㎡

取谷橋（下り線）　約550㎡

⑸　協定期間　基本協定締結日の翌日から令和９年７月31日

設計業務及び建設工事の実施期間については、優先交渉権者の技術提案に基づき定めるものとする。

設計業務及び建設工事の契約は複数に分割することができる。

⑹　技術提案・交渉方式に関する事項　本工事は、西日本高速道路株式会社（以下「発注者」という。）が発注する工事の目的を達成するため、概略設計などの概略図、仕様及び最低限の要求要件（性能）を提示し、設計手法、高度な技術提案及び施工計画等の「当社の要求を最も的確に満たす技術提案」を公募し、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者としてその技術提案を採用し、当該技術提案を踏まえて仕様・価格を決定する「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」の対象工事である。

⑺　本工事においては、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、提出された技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結すると同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する協定を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

なお、優先交渉権者と５⑷に定める見積合わせにより設計業務に係る契約の相手方が決定できなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑻　参考額は説明書による。

⑼　本工事は、本工事に関する調査・設計業務（以下「調査等業務」という。）を自ら行う予定の工事競争参加者による競争参加申請だけでなく、調査等競争参加者との共同（以下「設計及び建設工事共同企業体」という。）による競争参加申請を認める工事である。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　技術提案書の提出の日に、令和３・４年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1350点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1350点以上であること。）。又は、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1250点以上であり（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1250点以上であること。）、この条件を満たす２者以上10者以下で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。